

第四十三回国会 参議院商工委員会會議録第二十号

昭和三十一年五月七日(火曜日)
午後一時二十四分開会

委員の異動

四月二十五日

辭任

川上 為治君

吉武 恵市君

四月二十六日

辭任

野上 進君

井野 碩哉君

井野 碩哉君

出席者は左の通り。

委員長 赤岡 文三君
理事 上原 正吉君
岸田 幸雄君
向井 長年君

委員

川上 為治君
古池 信三君
豊田 雅孝君
吉武 恵市君
久保 等君
松澤 兼人君
二宮 文造君
奥 むねお君
向井 長年君

賛議者

向井 長年君

政府委員

通商産業大臣

通商産業次官

通商産業省

輕工業局長

福田 一君

上林 忠次君

倉八 正君

通商産業省 川田 千速君
鈺山局長
事務局側
常任委員 小田橋貞壽君
会専門員

本日の會議に付した案件

○輸出確安売掛金經理臨時措置法案
(内閣送付、予備審査)

○中小企業者に対する資金の確保等に
関する特別措置法案(向井長年君発
議)

○官公需の中小企業者に対する発注の
確保に関する法律案(向井長年君発
議)

○採石法の一部を改正する法律案(内
閣提出)

○委員長(赤岡文三君) ただいまから
商工委員会を開会いたします。

まず、委員長より理事打合会の協議
事項について報告をいたします。

本日の委員会の議事は、輸出確安売
掛金經理臨時措置法案、それから中小
企業者に対する資金の確保等に関する
特別措置法案、官公需の中小企業者に
対する発注の確保に関する法律案、右
三案の提案理由の説明を聴取、なお、
採石法の一部を改正する法律案の補足
説明を聞いた後、同案に対する質疑が
あれば行なうことになりましたので、
御了承を願います。

○委員長(赤岡文三君) それではこれ
から議事に入ります。去る三月二十七
日予備審査のために本委員会に付託さ
れました輸出確安売掛金經理臨時措置

法案を議題といたします。政府から提
案理由の説明を聴取いたします。福田
通商産業大臣。

○國務大臣(福田一君) 輸出確安売掛
金經理臨時措置法案につきまして、そ
の提案理由及び要旨を御説明申し上げ
ます。

確安問題につきましては、御承知の
とおり、昭和二十九年以来、肥料二法に
基づきまして、国内価格の決定を行な
うとともに輸出については日本確安輸
出株式会社を通ずる一手輸出体制をと
ることとしたのでありますが、輸出価
格と国内価格との差額いわゆる輸出赤
字につきましては、運用上、これを確
安生産業者の輸出会社に対する売掛金
として処理することとして参つたので
あります。しかるに、ここ数年來、確
安の国際的な輸出競争は一段と激し
さを加へ、その結果、確安生産業者の合
理化努力にもかかわらず、輸出赤字が
年々増加し、今後における確安工業の
合理化の円滑な遂行をはかるためにも
この問題の解決が強く要請されるに
至つたのであります。

このため、政府といたしましては、
昨年末、確安工業対策を決定し、確安
の輸出赤字問題を解決して確安工業の
再建の基礎を確立するとともに、今後
における合理化と体質の改善を強力に
推進するため、適切な財政的措置を
講ずることとしたのでありますが、同
時に、これと見合ひしまして、今後にお
ける確安の輸出については売掛金の計
上をしないこととするともに、過去

の累積売掛金についてはこれを確安生
産業者において償却させることとした
次第であります。

以上の措置によりまして、当面肥料
二法は法定期間内存置する方針のもと
に、確安工業を再建し、健全な輸出産
業として育成したいと考えており
ますが、輸出確安売掛金の償却につ
きましては、その額が巨額でありますた
め、これを一気に償却させることにな
りますと確安生産業者の経営上大きな
負担となり、その再建にも支障を生ず
るおそれがありますので、特に繰り延
べ償却ができるよう輸出確安売掛金の
經理に関する臨時措置として、この法
律案を提案した次第であります。

この法律案の内容は、確安生産業者
の經理の適正化をはかるため、取り立
て不能見込みの輸出確安売掛金につ
いては、これを特に貸借対照表の資産
部に計上し、十年以内に繰り延べ償却
することができるようになるとともに、
株主、債権者の保護にも十分留意
いたしまして、売掛金の貸借対照表へ
の計上にあたつては表示上それが繰り
延べ損失であることを明らかにしな
ることにし、また配当についても適正
なる限度を設けるよう配慮いたしてお
ります。

以上がこの法律案の提案理由及びそ
の要旨であります。

何とぞ慎重御審議の上、御賛同下さ
るようお願い申し上げます。

○委員長(赤岡文三君) 以上で提案理
由の説明は終了いたしました。自後の

審査はこれを後日に譲ることとしたし
ます。

○委員長(赤岡文三君) 次に、去る三
月二十七日日本委員会に付託をされまし
た中小企業者に対する資金の確保等に
関する特別措置法案及び官公需の中小
企業者に対する発注の確保に関する法
律案、以上兩案を一括して議題といた
します。賛議者から提案理由の説明を
聴取いたします。向井長年君。

○向井長年君 ただいま議題となりま
した中小企業者に対する資金の確保等
に関する特別措置法案の提案理由を説
明いたします。

本法案は、わが党提出の中小企業基
本法案が第十八条「資金の確保」、第
十九条「金融の円滑化」において定め
ましたところにより、中小企業者の事
業に必要な資金の確保と中小企業金融
の円滑化をはかるため、国及び地方公
共団体の諸すべき措置を定め、かつ金
融機関の業務について必要な基準を定
めることを目的としております。

本法案において、第一に、中小企業
者に対する国の出資について定めまし
た。最近における国の財政投融資が、次
第に中小企業向け金額をふやしている
のは事実であります。国民経済全体
における経済二重構造のゆがみを是正
して、中小企業の近代化を進めるため
には、国の財政こそが経済政策の先頭
に立つて、これを推進せねばなりません。
この意味におきまして、各年度の
財政出資総額の三割、並びに資金運用
部資金または簡易生命保険及び郵便年

金の積立金の融資にあつても融資総額の三割を、中小企業にむけるよう規定しました。

第二に、一營業年度における金融機關の貸付総額において、中小企業向け貸付割合の基準を規定しました。すなわち、全國銀行五割、信託銀行三割、長期信用銀行二割、その他の銀行七割という基準を設定し、かつ相互銀行、信用金庫、信用組合、不動産銀行など現在すでにその資金の大半、貸付件数の大半を中小企業にむけている機關については、このような方向をますます強化すべき目標を設定しました。昭和三十一年以来の、わが国における各種金融機關が資本金一千万円以下の企業にどれほど貸付してきたかの割合を見ますと、貸付総額に対して三十一一年が最高でしたが、三十五年は三十四年よりも低くなり、三十六年は三十五年と横ばい状態にあります。しかも金融引き締めになれば、まづ先に貸付を制限されるのが中小企業であることは申すまでもありません。好況になれば中小企業向け貸付はふえますが、このときは大企業向け貸付がさらに大きな率でふえるので、大企業対中小企業の格差は、金融の面よりは縮小されていなののが、今日の事態なのであります。

第三に、すべての金融機關が同一人に対して、資本額の一割を貸付してはならないという集中融資を制限する規定を定めました。中小企業関係金融機關においては、その割合を金額にして一千万円以上と規定しました。現在の民間金融が、大企業に対する集中融資のために流動性を失ひ、金融機關自体の健全性を失つてゐるのは周知の事実であります。本案は、このように中小企業向け資金の確保と金融の円滑化をはかると同時に、金融全体の健全化を推進せんとするものであります。

第四に、常時使用する従業員が九人以下、商業サービス業においては二人以下の企業を小規模事業とし、これに対しては商工中金、中小企業金融公庫、国民金融公庫の貸付はそれぞれ定められた割合を下廻らないよう規定しました。都道府県が中小企業振興資金等助成法に基づいて行なう貸付についても同様の規定を定めました。これら財政資金を本来の原資として貸付を行なう場合には、最も強く政策上の基準を定めるのは当然の措置と考へるのであります。

第五に、貸付にあつては面建預金とか過大な担保物件の提供とかを強請する不正な行為を行なうものについて、禁止規定を定めました。これも中小企業がしばしば受けてゐる不正な待遇実績にかんがみまして、きわめて当然の措置なのであります。

第六は、以上申し上げました各点につきましても、国の監督権を明らかにしました。

以上、本案はいずれも、中小企業の金融の安定と円滑化をはかるだけでなく、わが国金融を健全化していく意圖を持つものであります。

何とぞ、本案につきましても慎重御審議の上、御賛成あらんことを希望いたします。

次に、官公需の中小企業に対する発注の確保に關する法律案の提案理由を御説明いたします。

政府の資料によると、昭和三十六年度の國民總支出十七兆七千五百億円のうち、政府の財貨とサービス購入は三兆三千七百七十七億、すなわち一八・八割を占めております。したがつて國民購買力のうち、国、地方、公共企業、公団等の購買力、いわゆる政府の財貨サービス購入は重要な役割を占めてゐるのであります。

国が各種の經濟政策をもつて、中小企業經營の安定をはかつてゐる現在、國民購買力のうちの相当量を、恒常的に中小企業にむけることが必要なのであります。このためには、国が自己の裁量によつて政策どおりに運用できる予算面、中小企業に対する相当量の発注を確保することが、最も望ましいのであります。

そこで、本案は、第一に、国、地方公共団体、公共企業等が、サービスまたは物資を調達するため、請負、買入れその他の契約をする場合に、中小企業に対して、調達総額の最低二割を確保し、こうして中小企業の活動を維持せしめ、中小企業の健全な発達をはからんとするものであります。

第二に、このように官公需の一定割合を中小企業に対して確保するため、内閣總理大臣は、毎年度、中小企業官公需確保審議会の答申に基づいて、その割合を決定し公表しなければならぬ義務を持つこととし、各省各庁等の長は、その公表された割合に達

するよう中小企業に発注するよう努める義務を負はせるものであります。

第三に、このような一定量の発注を確保するために、中小企業者のみに一般競争契約をせしめることとし、また各省各庁の長及び地方公共団体や、公団、公社の長は、毎年度、中小企業に対する発注実績を監督官庁に報告する義務を負はせました。また、それぞれの監督官庁の長は、それぞれの官公需機關が一定量の発注を中小企業者に対して発し得るようになつたことを報告し、かつ必要の勧告を行ふことができるものとあります。

第四に、内閣總理大臣の諮問機關として、中小企業官公需確保審議会を設置して、こゝで毎年度中小企業に発注すべき割合の決定、その他の事項について意見を具申できるようにしておくものであります。

以上、この法律案の趣旨であります。何とぞ、慎重審議の上、御賛成あらんことを希望いたします。

○委員長(赤間文三君) 以上で提案理由の説明は終了いたしました。自後の審査は、いずれも後日に譲ることいたします。

○委員長(赤間文三君) 次に、採石法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案につきましては、すでに提案理由の説明を聴取いたしておりますので、本日は補足説明を聴取いたします。

○政府委員(川出千連君) 採石法の一部改正に關する法律案につきましても、提案理由の補足説明をいたします。

採石法は、昭和二十五年十二月に制定されまして、当時産業上の重要性が

増大しつつありました採石業に対しまして、その健全な発達をはかるために採石業の制度を創設いたしました。ことに、国の保護あるいは監督の制度を設けて今日に至つたわけでございます。

採石業は、その後戦災の復興、あるいは經濟の発展に伴ひまして逐次發展を遂げて参つたわけでございますが、最近に至りまして採石業が活況を呈するに伴ひ、採石場における災害が起こる事例が多くなつて参つた次第でございます。現在の採石法に公害防止の監督規定がございますので、政府といたしましては、その規定の運用により事態に対処して参つておりますが、なお、法律改正をしまして、より適切に事態に対処することが必要と考えられますので、今回は、公害防止のための監督強化の観点に基きまして、改正案を上程してゐる次第でございます。

次に、このたびの改正法律案の要点につきましても、提案説明を補足させていただきます。

改正のまず第一点は、現行法の採石法は、採石業の事後届け出制を採用いたしております。すなわち、採石業に従事した者は通商産業局長にその旨を届け出なければならぬという、事後届け出制になつてゐるわけでございますが、これを今後、採石業に着手する者に対しましては、事前届け出制に改めまして、事前に採石業の実態を把握いたしまして、監督に便ならしめるようになつたという意味の改正がまず第一点でございます。

それから第二点でございますが、現行法では、採石業者が「土地の掘さく又は廢石の」とこれは捨てる石の廢石でございますが、「廢石のたい積」

いたしまして原因の中に「岩石の破砕」を加えた次第でございます。たとえば火薬等を使ひまして、岩石をこす場合に、それが飛び散つて民家に被害を与えるというような事例も起きて参りましたので、そういう原因行為を追加をした点が一つございます。それから、現行法では先ほど申し上げましたように、公共施設あるいは他の産業に危害を及ぼす場合に、措置命令ができることになっておりますが、そのほかに「他人」を加えたわけでございます。「他人」と申しますと、たとえば民家等が入るわけでございまして、公

それから第四点といたしまして、通商産業局長は採石業者の公害を防止するため、防止措置をとるべき命令だけでは、その目的を達することが困難と認められます場合には、これは例外的な場合でございますが、緊急的な場合には、一時的に事業の停止を命ずることができるといふ規定を置いたわけでございます。非常に緊急事態で作業をいたしておりますと、公害を与えるおそれが非常にあるというような場合には、一時、作業をとめることを命ずる措置をできるようにしたわけでございます。

それから第三点といたしまして、前に申し上げました公害の事実がありましたときに、通商産業局長はそういう碎石業者に対して、公害防止の方法を定めて、その認可を受けるべき命令をすることができるとし、この命令を受けた者は、採石業を行なうにあつて、公害防止の方法を定めまして、通商産業局長の認可を受けて作業をしなければいけないということにしたわけでございます。これは条文として新たに設けた次第でございます。鉱業の場合でございますと、施業案の認可という制度がございますが、碎石業は数が多く、業態もいろいろでございますので、一律に鉱業のような認可制度にしくなくても、危害を及ぼすおそれ

府県知事は、採石業者が公害を及ぼしているとき、通商産業局長に對し、必要な措置をとるべきことを請求することができ、通商産業局長はこれに對し必要があると認めるときは、その公害防止のための措置をとらなければならぬ。これは現在も實際問題といたしましては、都道府県知事とはこういうような連絡をとりつつやつてゐるわけでございますが、これをさらに法文上明らかにいたしまして、都道府県知事も採石業の公害問題につきましては、より従来よりも関心を持ち、次第に適切な措置がとり得るよう規定を設けた次第でございます。

以上の五点が今回の改正法律案のおもなる内容でございます。提案理由を

○委員長（赤間文三君）　以上で補足説明は終了いたしました。御質疑のおありの方は順次御発言を願います。

○政府委員(川出千速君) 採石業のみならず、二十五年当時に比べますと、日本のあらゆる産業は非常な発展を示しておるわけでございますが、採石業につきましては、この用途が土木、建築あるいは港湾とか鉄道とか、そういうような方面あるいは土地造成というよ

たがって採石場の数におきましてもあるいは生産高におきましても、当時と比べますと飛躍的に増加しておるわけ

の資料の中に碎石、割石、間知石、切り石その他とありますが、これらはそれぞれどんな用途に使われるか。そうして事業として最も有利なのは、その中のどんなものか。

○政府委員（川出千速君） お配りして
ございますように、碎石、割石、間
知石、切り石その他というふうにある
わけでございますが、砕き石、これは

で事業を行なうわけでございますが、これを一定の大きさに砕きまして砂利と同じような用途、コンクリートの骨

える必要がないわけでございます。おもな用途としてはたとえば海岸の堤防にいろいろな大ききの石が護岸のために、捨て石と申しておりますが、捨ててあるわけでございます。ああいうような石でございますとかあるいは土のくずれるのを防ぐための石でございます。

に使われる場合が多いわけでごさいます。

いまして、大体軒並みに需要は最近非常にふえておるわけでございます。ただ破き石のほうがちらかといえれば企業規模は大きいのが多いわけでござ

います。大きいと申ししましても、もちろんほとんどいいほど中小企業でございます。総体的に砕き石以外のほうが零細企業が多いというよう

○上原正吉君 間知石と切り石ですが、切り石の大谷石のごときものも基礎に使われておる。どこが違うんで

と、業者の数と事業所の数とがほとんど一致しているということから見まして、よくよくの零細業者が多いように想像されるのですが、実際には、たとえ建設業者が資材を採取するなにとはいっても、相当な規模の業者が一時的かもしれませんが採石を

けて、大なる業者が大規模な資本と組織でもって石をとる、採石するということになってくると、零細企業が相

で、しばしば公害などを起こしておる
ところから見れば、嚴重に規制しなけ
ればならぬことはよくわかりますが、
こういうようにに零細業者が多いとい
うことになる、嚴重な規制をやつて業

者の事業活動が不自由になるということになると、大企業者が現われたり、あるいは片手間にやりたりするものに乗ぜられるのじゃないかという、これ

は心配もあるわけなんです。こういう点はどんな配慮がなされておるか、それからまた今後どんな配慮をされるつもりなのか、ひとつお聞かせを願いたい。

○政府委員(川出千遠君) 採石業者の経営規模につきましては、先ほど申し上げましたように、中小企業が圧倒的な数を占めておるわけです。大企業がかりにありましても、ごくわずかなもので、たとえば電源開発の場合に、自家消費のために採石するというような事例がございます。それから最近、鉱山会社が採石会社を作つてやつておるという事例も一、二あるように聞いております。そういうものはごく例外であるわけでありまして。

先ほど御質問のございました監督規定を強化するのはけっこうであるけれども、零細企業に対して過度の圧迫になりはしないかという御指摘でございますが、そのとおり、そういう心配もあるわけでございます。その点につきましては、公害防止のための措置命令をする場合には、場合によりまして、聴聞会を開くときもございまして、よく実態を調べまして、必要最小限度の行政措置でなければならぬと考えております。しかし、公害問題という点も、これはやはり基本的な重要なことでございまして、公害が起きておる、あるいは起きるおそれが間違いないような場合には、多少の経済的な負担があらましても、行政措置命令を出さなければならぬ。その辺は公害と企業の比較考量的問題になるのではないかと考えておる次第でございます。なお一方、採石業につきましても、そういうような公害防止措置をやる場合に、

に、資金的な援助とか、そういうものは今後考えていかなければならないと思ひます。

○委員長(赤間文三君) よろしゅうございませう。ほかに御発言ございませうか。——他に御発言もなければ、本案に対する質疑は、本日はこの程度にとどめまして、これにて本日は散会をいたします。

午後一時五十四分散会

四月五日日本委員会に左の案件を付託された。

一、環境衛生同業組合連合会を中小企業振興資金等助成法による資金貸付対象とするの請願(第二四七三号)

第二四七三号 昭和三十一年三月二十七日受理

環境衛生同業組合連合会を中小企業振興資金等助成法による資金貸付対象とするの請願

請願者 東京都中央区銀座西八ノ五全国クリーニング

環境衛生同業組合連合会
会長 赤羽長一郎

紹介議員 柴谷 要君

現行中小企業振興資金助成法においては、環境衛生同業組合連合会は、同法による資金の貸付対象とされていないのであるが、これを改めて、環境衛生同業組合連合会に対しても中小企業振興資金等助成法による資金の貸付を受けられるよう同法の改正措置を講ぜられたいとの請願。

五月二日本委員会に左の案件を付託された。

一、長野県松本、諏訪地区の新産業

都市指定に関する請願(第二六二九号)

第二六二九号 昭和三十一年四月二十四日受理

長野県松本、諏訪地区の新産業都市指定に関する請願

請願者 長野県議会議長 中村 治郎

紹介議員 林 虎雄君

長野県松本、諏訪地区は、精密工業を主体とする内陸工業地帯を形成し、飛躍的發展をとげており、また、産業、交通条件においても、関東、東海、北陸を連結する重要な地域として、本県産業開発の最適地であり、ひいては、本州開発の拠点でもある。しかるに、新産業都市建設促進法による都市の指定については、さきに示された政府案によると臨海性工業の開発地帯を中心としているが、国土の均衡ある発展のためにはぜひとも内陸地帯を含め、とくに本県の松本、諏訪地区を指定されるよう格段の配慮をせられたいとの請願。

五月六日本委員会に左の案件を付託された。

一、スーパーマーケット法案(向井長年君発議)

スーパーマーケット法案
スーパーマーケット法

第一条 この法律は、スーパーマーケット業の事業活動を調整することにより、中小小売商業の事業活動の機会を確保し、小売商業の正常な発達を図り、もつて国民経済

の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律で「セルフサービス方式」とは、商品を顧客に自ら手にとつて選ばせ、その店舗に備え付けられたかご、袋、車等を用いて集めさせ、及びその代金を一括して特定の場所で支払わせる販売方法をいう。

2 この法律で「スーパーマーケット業」とは、同一の店舗において、政令の定めるところにより、一般消費者が、通常、生活の用に供する食料品類、衣料品類その他の種類に属する物品を多品目により販売する小売業であつて、これを営むための店舗のうち、同一の店舗で床面積の合計が二百平方メートル以上のものを含むもの(百貨店法(昭和三十一年法律第十六号)第二条に規定する百貨店業であるものを除く)をいう。

3 同一の建物において二以上の小売業者が相互に連携して営業を営む場合において、セルフサービス方式により販売する物品及び当該販売の用に供せられる床面積が相合して前項の規定による物品の種類及び品目並びに床面積に該当するときは、政令の定めるところにより、各小売業者の営む小売業をそれぞれスーパーマーケット業とみなす。

(営業の許可)
第三条 スーパーマーケット業を営もうとする者は、通商産業大臣の許可を受けなければならない。

(許可の申請)
第四条 前条の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を通商産業大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名及び住所

二 店舗の所在地及び床面積

三 店舗において販売する物品の種類及び品目

前項の申請書には、店舗の図面その他通商産業省令で定める書類を添附しなければならない。

(許可の基準等)
第五条 通商産業大臣は、第三条の許可の申請があつた場合において、そのスーパーマーケット業の事業活動が中小小売商業の事業活動に影響を及ぼし、中小小売商業の利益を著しく害するおそれがあるとき、同条の許可をしない。

2 通商産業大臣は、第三条の許可に關する処分をしようとするときは、百貨店等審議会の意見をきかなければならない。

3 百貨店等審議会は、前項の場合においてその意見を定めようとするときは、そのスーパーマーケット業を営むための店舗の所在地がその地区内にある商工会議所の意見並びに通商産業省令の定めるところにより申出をした利害關係のある中小小売商又はその団体及び参考人の意見をきかなければならない。

(店舗の新設等の許可)
第六条 第三条の許可を受けた者及

び同条の許可を受けたものとみなされた者(以下「スーパーマーケット業者」といふ)は、スーパーマーケット業を営むための店舗を新設し、又はその床面積を増加しようとするときは、通商産業大臣の許可を受けなければならない。

2 前項の場合には、前二条の規定を準用する。この場合において、第四条中「店舗」とあるのは、「新設又は床面積の増加に係る店舗」と読み替えるものとする。

(承継)

第七条 スーパーマーケット業者に、ついで相続又は合併があつたときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、これらの者が百貨店法第二条に規定する百貨店業を営む者である場合を除き、スーパーマーケット業者の地位を承継する。

2 スーパーマーケット業者たる法人とスーパーマーケット業者たる他の法人との合併は、通商産業省令で定める手続に従い、通商産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 前項の場合には、第五条の規定を準用する。

(特定の営業方法の許可)

第八条 スーパーマーケット業者は、第二条第二項の規定による種類及び品目に属する物品のセルフサービス方式による販売につき、次の各号の一に掲げる営業方法を採用しようとするときは、その内容及び実施期間につき、通商産業省令で定める手続に従い、通商産業大臣の許可を受けなければならない。

業大臣の許可を受けなければならない。その内容又は実施期間を変更しようとするときは、また同様とする。

一 特定顧客に対する限定展示即売

二 製造業者の即売のための売場提供

三 他人の委託を受けて行なう販売

四 自己の店舗以外の場所で行なう販売

2 スーパーマーケット業者は、前項の許可を受けた営業方法に關し、当該許可を受けた内容又は実施期間(第十条第二項の規定による変更命令があつた場合は、当該命令に従つて変更された内容又は実施期間)と異なる内容又は実施期間の行為をしてはならない。

3 第一項の場合には、第五条の規定を準用する。

4 スーパーマーケット業者は、第一項の許可を受けた営業方法を廃止したときは、通商産業省令で定める手続に従い、通商産業大臣に届け出なければならない。

(勧告)

第九条 通商産業大臣は、スーパーマーケット業者の景品付販売、顧客の送迎その他の営業に関する行為がそのスーパーマーケット業の事業活動を通じて中小小売商業の事業活動に影響を及ぼすおそれがある場合において、中小小売商業の維持育成を図り、小売商業の健全な発達に寄与するため特に必要があると認めるときは、そのスーパーマーケット業者に対し、その行為をしないように勧告すること

ことができる。

2 通商産業大臣は、前項の規定による勧告をしたときは、その旨を公表しなければならない。

(許可の取消し等)

第十条 通商産業大臣は、スーパーマーケット業者が第六条第一項の規定により許可を受けなければならない事項を許可を受けないでしたときは、第三条の許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めてその営業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 通商産業大臣は、第八条第一項の許可をした後において当該許可をした営業方法が中小小売商業の事業活動に対し著しく悪影響を及ぼすに至つたと認めるときは、当該営業方法を変更すべきことを命じ、又は当該営業方法の許可を取り消すことができる。

3 通商産業大臣は、前項の規定による変更命令又は許可の取消しをしようとするときは、百貨店等審議会の意見をきかなければならない。

(店舗に関する制限)

第十一条 国、地方公共団体、日本専売公社、日本国有鉄道、日本電信電話公社、日本住宅公団、首都高速道路公団及び阪神高速道路公団は、その所有する土地又は施設をスーパーマーケット業を営むための店舗に使用させてはならない。

(経過措置)

第十二条 第二条第二項又は第三項の政令が制定され又は改正された

ことにより、スーパーマーケット業を営むこととなり、又は店舗を新設し、若しくは床面積を増加することとなる者は、そのなつた時に、通商産業大臣から第三条又は第六条第一項の許可を受けたものとみなす。

2 前項の規定により第三条又は第六条第一項の許可を受けたものとみなされた者は、その許可を受けたものとみなされた時から起算して一月以内に、第四条第一項各号(第六条第二項において準用する場合を含む。)に掲げる事項を記載した届出書を通商産業大臣に提出しなければならない。

3 前項の届出書には、店舗(店舗を新設し、又は床面積を増加することとなる場合は、新設又は床面積の増加に係る店舗)の図面その他通商産業省令で定める書類を添附しなければならない。

第十三条 第二条第二項又は第三項の政令が制定され又は改正されたことにより、第八条第一項の規定により許可を受けるべき営業方法を採用していることとなつたスーパーマーケット業者は、同項の規定にかかわらず、その採用していることとなつた時以後二月を限り、当該営業方法を引き続き採用することができる。

第十四条 国、地方公共団体、日本専売公社、日本国有鉄道、日本電信電話公社、日本住宅公団、首都高速道路公団及び阪神高速道路公団がその所有する土地又は施設を、第十二条第一項の規定により

第三条又は第六条第一項の許可を

受けたものとみなされる者のスーパーマーケット業を営むための店舗に、その許可を受けたものとみなされた時に、使用させている場合には、その使用については、第十一条の規定は、適用しない。

第十五条 前三条に定めるもののほか、第二条第二項又は第三項の政令が制定され又は改正された場合における必要な経過措置は、政令で定める。

(公正取引委員会との関係)

第十六条 通商産業大臣は、第八条第一項の許可又は第十条第二項の規定による変更命令をしようとするときは、あらかじめ、公正取引委員会に協議しなければならない。

2 通商産業大臣は、第十条第二項の規定により許可の取消しをしたときは、公正取引委員会に通知しなければならない。

3 第八条第一項の規定は、その規定により通商産業大臣の許可を受けた営業方法(第十条第二項の規定による変更命令があつた場合は、当該命令に従つて変更された営業方法)に基づいて行なう行為について、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の規定の適用を妨げるものと解してはならない。

(報告徴収及び立入検査)

第十七条 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、スーパーマーケット業を営む者に對し、その営業に關し必要な事項の報告を求め、又はその職員に、

その店舗、事業所若しくは事務所
に立ち入り、業務の状況、帳簿書
類、設備若しくは商品を検査させ
ることができる。

2 前項の規定により立入検査をす
る職員は、その身分を示す証明書
を携帯し、関係人に提示しなけれ
ばならない。

(聴聞)

第十八条 通商産業大臣は、第十
条第一項の規定による処分をしよ
うとするときは、その処分に係る
スーパーマーケット業者に対し、
相当な期間において予告をした
上、公開による聴聞を行なわな
ければならない。

2 前項の予告においては、期日、
場所及び事案の内容を示さなけれ
ばならない。

3 聴聞に際しては、その処分に係
るスーパーマーケット業者及び利
害関係人に対し、その事案につ
いて証拠を提示し、意見を述べ
る機会を与えなければならない。

(異議申立ての手續における聴聞)

第十九条 この法律の規定による処
分についての異議申立てに対する
決定は、前条の例により公開によ
る聴聞をした後にしなければならない。

(権限の委任)

第二十条 この法律に規定する通商
産業大臣の権限の一部は、政令の
定めるところにより、都道府県知
事に委任することができる。

2 前項の規定による委任に基づい
て都道府県知事がした処分につ
き、通商産業大臣に対して審査請

求があつた場合には、前条の規定
を準用する。

(都道府県スーパーマーケット審
議会)

第二十一条 都道府県は、前条第一
項の規定により通商産業大臣の権
限の一部が都道府県知事に委任さ
れたときは、当該委任に係るこの
法律の施行に関する重要事項を議
査審議させるため、都道府県ス
ーパーマーケット審議会を置くもの
とする。

2 都道府県知事が前条第一項の規
定による委任に基づき第三条、第
六条第一項、第七條第二項若しく
は第八条第一項の許可若しくは認
可に関する処分又は第十条第二項
の規定による処分をしようとする
ときは、都道府県スーパーマー
ケット審議会の意見をきかなけれ
ばならない。

3 前項の場合(第十条第二項の規
定による処分をしようとするとき
を除く)には、第五条第三項の規
定を準用する。この場合におい
て、同項中「通商産業省令」とあ
るのは、「規則」と読み替へるもの
とする。

第二十二條 前条に定めるもののほ
か、都道府県スーパーマーケット
審議会の組織及び運営に關し必要
な事項は、百貨店等審議会に準じ
て都道府県知事が定める。

(罰則)

第二十三條 次の各号の一に該当す
る者は、百万円以下の罰金に処す
る。

一 第三条の許可を受けないで

スーパーマーケット業を営んだ
者

二 第十条第一項の規定による営
業の停止の命令に違反した者

第二十四條 次の各号の一に該当す
る者は、三十万円以下の罰金に処
する。

一 第六条第一項の許可を受けな
い店舗を新設し、又はその床
面積を増加した者

二 第八条第一項の規定に違反し
て営業方法を採用し、又は同条
第二項の規定に違反した者

三 第十条第二項の規定による変
更命令に違反した者

第二十五條 次の各号の一に該当す
る者は、三万円以下の罰金に処す
る。

一 第十二条第二項の規定による
届出をせず、又は虚偽の届出を
した者

二 第十七条第一項の規定による
報告をせず、若しくは虚偽の報
告をし、又は検査を拒み、妨げ、
若しくは忌避した者

第二十六條 法人の代表者又は法人
若しくは人の代理人、使用人その
他の従業者が、その法人又は人の
業務に關し、前三條の違反行為を
したときは、行為者を罰するほか、
その法人又は人に対して各本条の
刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算
して二月をこえない範囲内で政令
で定める日から施行する。

(経過措置)

2 この法律の施行の際現にス
ーパーマーケット業を営んでいる者
は、第三条の許可を受けたものと
みなす。

この店舗に使させている場合には、
その使用については、第十一条の
規定は、適用しない。

(百貨店法の一部改正)

8 百貨店法の一部を次のように改
正する。

第五條第三項及び第四項、第十
條第三項、第三章の章名、第十一
條並びに第十二條第一項中「百貨
店審議会」を「百貨店等審議会」
に改める。

7 第七條の二第一項に次の一号を
加える。

七 スーパーマーケット法(昭
和三十八年法律第 号)

第二條第一項に規定するセル
フサービス方式による同条第
二項の規定による多品目の物
品の販売

第十二條第一項及び第二項中
「百貨店業」を「百貨店業及びス
ーパーマーケット業」に改め、同条
第一項中「この法律」を「この法
律及びスーパーマーケット法」に
改める。

9 この法律施行の際現に前項の規
定による改正後の百貨店法第七條の
二第一項第七号の営業方法を採用
している百貨店業者は、同条同項
の規定にかかわらず、この法律施
行後二月を限り、当該営業方法を
引き続き採用することができる。

7 この法律施行の際現に国、地方
公共団体、日本専売公社、日本国
有鉄道、日本電信電話公社、日本
住宅公団、首都高速道路公団及び
阪神高速道路公団がその所有する
土地又は施設を、附則第二項の規
定により第三条の許可を受けたも
のとみなされることとなる者の
スーパーマーケット業を営むため

附 則

10 従前の百貨店審議会及びその委
員は、百貨店等審議会及びその委
員となり、同一性をもつて存続す
るものとする。

(商業調整法の一部改正)

11 商業調整法(昭和三十四年法律

第百五十五号)の一部を次のように改正する。

第十七条中「百貨店業者」の下に「又はスーパーマーケット法(昭和三十八年法律第 号)第六

条第一項に規定するスーパーマーケット業者」を加える。

(通商産業省設置法の一部改正)

12 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第三十号中「百貨店業者」を「百貨店業及びスーパーマーケット業」に改める。

第九条第五号の二中「百貨店業」を「百貨店業及びスーパーマーケット業」に改める。

第二十五条第一項の表のうち百貨店審議会の項中「百貨店審議会」を「百貨店等審議会」に、「百貨店」を「百貨店業及びスーパーマーケット業」に改める。

昭和三十八年五月十一日印刷

昭和三十八年五月十三日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局